

Ⅲ 法第 24 条第 1 項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

(1) 異常発生時防除の内容

植物防疫法第 24 条は、農林水産大臣が、指定有害動植物が異常な水準で発生したと認められる場合であって、その急激なまん延を防止するため特に必要があると認めるときに、異常発生時防除を都道府県知事に指示した場合において、都道府県知事は総合防除基本指針及び総合防除計画に即して、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定めること及び告示することを規定している。

国の基本指針を踏まえ、病虫害ごとの異常発生時防除の内容を示す。

①指定有害動植物のうち有害動物

| まん延の様式 | | 指定有害植動物のうち有害動物 | 異常発生時防除の内容 |
|--------|-----|-------------------------|--|
| 一般事項 | | － | <ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株や被害果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。 |
| 自然分散 | 飛翔性 | (短距離飛翔性) ・野菜等のアザミウマ類 | <ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。 |
| 人為分散 | 土壌 | ・ジャガイモシストセンチュウ | <ul style="list-style-type: none"> ・発生ほ場への人の立入りの制限を徹底する。 ・発生ほ場と未発生ほ場との人、農機具等の移動の制限を徹底する。 ・農機具、長靴等の洗浄を徹底する。 ・地域ぐるみで土壌消毒を実施する。 ・次期作に寄主植物の作付けを行わない。 |

| | | |
|----|----------|---|
| 種苗 | ・カイガラムシ類 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域又はほ場を越えた種苗の譲渡又は移動の制限を徹底する。 ・早期収穫及び未熟寄生果の除去を実施する。 ・発生部位や発生株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 |
|----|----------|---|

②指定有害動植物のうち有害植物

| まん延の様式 | 指定有害動植物のうち有害植物 | 異常発生時防除の内容 |
|--------|----------------|---|
| 一般事項 | — | <ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株や発病果のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、ほ場外での発病株のすき込み等を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。 |
| 自然分散 | 風・水媒伝染 | <ul style="list-style-type: none"> ・りんごの黒星病菌 <ul style="list-style-type: none"> ・地域全体で、発病枝、発病葉、発病果等を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 ・次期作に向け、園地の防風・排水対策を地域ぐるみで実施する。 |
| | 虫媒伝染 | <ul style="list-style-type: none"> ・いねの縞葉枯病ウイルス ・てんさいの黄化病ウイルス <ul style="list-style-type: none"> ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に指定有害動植物を媒介する有害動物の寄生部位を残さないよう作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・指定有害動植物を媒介する有害動物に対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。 |
| 人為分散 | 土壌伝染 | <ul style="list-style-type: none"> ・たまねぎのべと病菌 <ul style="list-style-type: none"> ・早期収穫する。 ・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう作物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・次期作に宿主植物の作付けを行わない。 |

| | | | |
|--|------|--|--|
| | 種苗伝染 | <ul style="list-style-type: none"> ・ さつまいもの基腐病菌 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう植物残さを含めて適切な処分を徹底する。 ・ 化学農薬による防除（土壌消毒を含む。）を地域一斉に実施する。 ・ 次期作に宿主植物の作付けを行わない。 ・ 健全な種苗の確保及び使用を徹底する。 |
|--|------|--|--|

（２）異常発生時防除の実施体制

道は、農林水産大臣から法第 24 条第 1 項の規定に基づく異常発生時防除の指示があったときは、道内における当該指定有害動植物の急激なまん延を防止するため、当該指定有害動植物の発生状況や農作物の栽培及び生育状況など、当該地域の実情を勘案した上で、異常発生時防除を行うべき区域及び期間その他必要な事項を定め、速やかに告示するとともに、市町村及び農業者団体等と緊密に連携し、異常発生時防除を的確に実施するよう農業者を指導する。